

情報セキュリティ基本問題委員会第3回会合終了後の 「第1次提言」決定に向けての取り扱い等について

1. 「第1次提言」の決定の時期及び情報セキュリティ専門調査会への報告

「第1次提言」の決定にあたっては、情報セキュリティ専門調査会(以下「調査会」とする)への報告を行うこととなっており、第1次提言案について調査会に諮った上で、「第1次提言」を決定し、公表する。本提言は平成16年10月末を目処に策定する予定で進めてきたところであり、第3回会合後可及的速やかに、調査会への報告を行うこととする。

なお、報告を行うにあたり、会議を開催するか文書等で照会するかなどについては、調査会座長と相談の上決めることとする。

2. 次回IT戦略本部への報告

12月上旬以降に開催が予定されている次回IT戦略本部において、上記1.で決定・公表された「第1次提言」を情報セキュリティ基本問題委員会委員長から報告する。

3. 提言された内容の取扱い

「第1次提言」は、情報セキュリティ基本問題委員会が策定する内容のものであり、政府として承認された内容ではない。内閣官房は、IT戦略本部へ提案を行うことを前提として、「第1次提言」で提言された内容を踏まえ、関係省庁と協議を行いつつ、必要な施策について企画立案する。